

ネガティブリスト改定について

インドネシアには海外からの投資に対する規定として「ネガティブリスト」があります。これは既にインドネシアへ進出されている企業であれば耳にしているフレーズですが、進出されていない企業や海外投資に縁がなかった企業にとっては「？」なフレーズだと思います。今回は、このネガティブリストが2014年の改訂以降、約2年ぶりに見直されましたので変更点を含めレポートいたします。

ネガティブリストとは、インドネシアが外国企業を誘致する際に自国にとってのメリットと自国企業の保護を目的とした外資開放リストです。その為、中小零細企業が行うような事業内容については外資に開放されていない一方、インドネシアにとって外資の技術力が求められる産業部門や多くの雇用が見込まれる事業部門などが外資に開放されています。出資に関しては大きく3つのカテゴリーに分かれており(①外資100%に開放される分野 ②内資との合弁(出資制限が有)企業に開放される分野 ③内資100%のみ(つまり外資の参入不可))の分野)、日本の企業が進出する場合は①②のパターンとなります。

今回、ジョコ・ウィドド大統領就任後インドネシア政府が実施する経済政策の第10弾として2月に発表されましたが、詳細についての発表まで非常に時間がかかったというのが印象です。当初の情報では4月には発表されるとされていましたが、結果的には5月12日付の大統領令(2016年第44号)として発表され18日に施行、公には同月24日にリリースされました。これにより、以前のネガティブリスト(2014年第39号)は無効となり、今後進出される企業については本令が適用対象となります。今回の改訂は規制強化ではなく、緩和が中心となっています。

既にアセアン加盟国に現地法人を立ち上げ、その現地法人を通じてインドネシアに投資を検討される場合については、分野によっては下記出資制限より優遇されることがありますので、一度それぞれのアセアン加盟国からインドネシアへの出資規定等を調べてみることをお勧めします。

【大統領令 2016 年第 44 号にて改訂された分野】

外資 100%に開放される分野

業種	改正前 (2014 年第 39 号)	改正後 (2016 年第 44 号)
レストラン	51%	100%
カフェ、バー	49%	100%
冷凍倉庫業	33%	100%
e コマース (電子取引)	内資限定	100% (投資額 1,000 億ルピア超限定)
映画 (制作、上映等)	内資限定	100%
医療品原料製造	85%	100%
病院経営コンサルティング	67%	100%
高速道路事業	95%	100%
無害ゴミの管理と廃棄	95%	100%

内資との合弁企業の出資比率が緩和される分野

業種	改正前 (2014 年第 39 号)	改正後 (2016 年第 44 号)
ディストリビューター(卸売業)	33%	67%
倉庫業	33%	67%

ホテル運営 (☆0～2)	51%	67%
ケータリング	51%	67%
民間博物館	51%	67%
旅行会社	49%	67%
カラオケ、ビリヤード場、 ボーリング場、ゴルフ場	49%	67%
MICE 運営※	51%	67%
ターミナルサポート事業	49%	67%
空運サポートサービス	49%	67%
空港関連サービス	49%	67%
貨物積卸 (CPC7412 の海運貨物積卸)	49%	67%
フレイトフォワードサービス (航空貨物混載事業者)	49%	67%
航空積荷サービス	49%	67%
外国航空輸送会社総販売代理店	49%	67%
固定通信網事業	65%	67%
インターネット関係事業	49%	67%
職業訓練	49%	67%
デパート事業 (売場面積が 400～2,000 m ²)	内資限定	67%

※MICE とは企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとった造語

製造業については以前から外資 100%出資が認められております。上記の内容を見ていくと観光・サービス分野についての開放が目立っています。この背景として考えられるのは昨年実施された観光ビザの緩和にもつながりますが、海外からの観光客をより多く迎え入れたい政府の意思の現れかと思われます。インドネシア政府としては、多くの旅行者を受入れ、インターネット環境の充実を図りながら買物や食事、余暇を商用施設や遊戯施設で過ごす等により、観光客にお金を使ってもらうことを意識した政策と読み取れます。

また流通業に関しては、2014 年の改訂で出資制限が厳しくなった倉庫業、ディストリビューター (卸売業) については再度緩和されました。さらに輸送部門の外資開放によって空港・港湾関係を発展させていきたい意図も読み取れます。新しい分野での投資については細かい規程や、投資調整庁 (BKPM) 外からの特別許可等も必要になることがありますのでご注意ください。

以上

★岡山県インドネシアビジネスサポートデスク (PT. JC内) 概要★

所在地 : Rukan Tanjung Mas Raya Blok B-1 No. 38

Jl. Raya Lenteng Agung, Tanjung Barat, Jagakarsa,

Jakarta Selatan 12530 INDONESIA

デスク担当者 : PT. JC 武井 和宏 (たけい かずひろ)

対象エリア : インドネシア全域

※「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のインドネシアでの事業展開を支援しています（岡山県から[公益社団法人 日本インドネシア経済協力事業協会](#)に業務を委託）。ご利用に当たっては、「岡山県インドネシアビジネスサポートデスク」[利用の手引き](#)をご覧ください。のうえ、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#)（電話 086-226-7365）までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のインドネシアでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応しておりません。